皆さんの声を町政に！ パブリック・コメント募集

町では、次の計画を策定するため、パブリック・コメント手続により皆さんのご意見を募集します。

寄居町第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画

▼計画の概要
地域福祉計画とは、高齢者や障害者、子どもや子育て家庭などに対する福祉の個別計画を横断的につなぐ、福祉分野の上位計画となるものです。地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が主体となり、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者等が共同して、地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

▼提出先・問い合わせ
福祉課
〒369-1292 住所記載不要
☎581・2121(内線121)
FAX581・9160
✉fukushi@town.yorii.saitama.jp

生活排水処理基本計画

▼計画の概要
生活排水処理基本計画は、生活排水処理普及率の向上および近年の人口減少や高齢化、汚水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が変化していることなどに伴い、既存整備地区の効率的な改善や運営管理手法の検討を行うための計画です。

▼提出先・問い合わせ
生活環境エコタウン課
〒369-1292 住所記載不要
☎581・2121
(内線223・224)
FAX581・7531
✉sk081g@town.yorii.saitama.jp

寄居町水道事業経営戦略の改定

▼計画の概要
寄居町水道事業経営戦略は、水道事業が現在抱える問題や今後予想される課題を把握し、中長期的な視点から目指すべき方向性と施策等について検討を行い、将来にわたり安定した事業を持続するための基本計画です。
令和2年度の策定から5年が経過することから、現状把握、分析、将来予測等を詳細に行い、健全で安定した経営を維持するための経営基盤の強化および財政マネジメントの向上を図るため、計画を改定するものです。

寄居町下水道事業経営戦略の改定

▼計画の概要
寄居町下水道事業経営戦略は、公共下水道・農業集落排水事業が現在抱える問題や今後予想される課題を把握し、中長期的な視点から目指すべき方向性と施策等について検討を行い、将来にわたり安定した事業を持続するための基本計画です。
現計画における見直し時期を迎えることから、現状把握、分析、将来予測等を詳細に行い、健全で安定した経営を維持するための経営基盤の強化および財政マネジメントの向上を図るため、計画を改定するものです。

▼提出先・問い合わせ
上下水道課
〒369-1292 住所記載不要
☎581・2121
(内線262・266)
FAX581・7531
✉zg121g@town.yorii.saitama.jp

パブリック・コメント手続制度とは

町が基本的な施策などを策定する際に、その案と関連資料を広く町民の皆さんに公表し、提出された意見を考慮して町が意思決定を行うとともに、提出された意見に対する町の考え方を公表する一連の手続きをいいます。
町民の皆さんの多様な意見・情報・知識などを町の施策に反映させるしくみの一つであり、町の施策等の形成過程における公正性・透明性の向上を図り、町民の皆さんとの協働によるまちづくりを推進していくことを目的としています。

意見の提出方法について

▼意見募集期間、資料閲覧期間
12月11日(木)～令和8年1月9日(金)の開庁日(月～金曜日)

■資料閲覧時間等

計画	資料閲覧場所	閲覧可能時間
寄居町第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画	福祉課・社会福祉協議会	8:30～17:15
生活排水処理基本計画	生活環境エコタウン課	8:30～17:15
寄居町水道事業経営戦略・寄居町下水道事業経営戦略の改定	上下水道課	8:30～17:15

○各計画の資料は町公式ホームページでも公表します。

町公式ホームページ

▼意見の提出方法
意見書提出用紙は、資料を公表している場所のほか町公式ホームページで取得できます。
案件名、住所、氏名、連絡先、町外在住の方は勤務先または学校名等を明記の上、郵送、ファクス、Eメール、持参のいずれかの方法で各担当課へ提出してください。寄居町水道事業経営戦略の改定と寄居町下水道事業経営戦略の改定についての意見は、県の電子申請・届出サービスからも提出できます。なお、任意の様式でも提出できますが、前述の必要事項を明記してください。
Eメールの件名は「○○○○○○計画等についての意見」としてください。

県電子申請・届出サービス

▼注意事項
○意見を提出できる方は、町内に在住・在勤・在学の方、町内に事業所を有する個人・法人・その他の団体です。
○電話や窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
○ご意見への個別回答は行いません。
○公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗(ひぼう)中傷が含まれるものは無効とします。
○寄せられた意見の概要は、個人情報に関するものを除き、後日、町公式ホームページで公表します。

災害時避難行動要支援者台帳更新のお知らせ

町では、災害発生時に自力で避難することが困難な方の登録情報（災害時避難行動要支援者台帳）の更新を行います。

災害時避難行動要支援者台帳とは

災害発生時に自力で避難することが困難な方に、あらかじめ同意の上で登録していただき、その情報を消防署や警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織などと共有して、災害時の避難支援や安否確認、平時の避難訓練等に活用します。

▼登録対象者
次の①～④いずれかに該当し、避難支援を必要とする方
①75歳以上の1人暮らし、または世帯全員が75歳以上の高齢者世帯の方（令和7年3月31日現在）
②要介護3～5の認定者
③身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（Ⓐ・A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）のいずれかをお持ちの方
④指定難病医療受給者証をお持ちの方
※在宅生活でない方（施設入所や長期入院等）を除く

▼登録方法
①～③のいずれかに該当する方で、今年度から対象となった方へ「寄居町避難行動要支援者登録申請書」を8月に郵送しています。登録希望の方は、必要事項を記入の上、12月19日(金)までに、同封の返信用封筒で返信してください（消印有効）。
※昨年度以前に対象となった方や、④に該当する方で、今年度から登録を希望する方、または登録した内容に変更がある方は、福祉課へお問い合わせください。

問福祉課（☎581・2121内線123・124）